

マイキープラットフォーム利用規約

(目的)

第1条 本利用規約は、デジタル庁が運営する「マイキープラットフォーム」(以下「本システム」という。)を利用する者(以下「本システム利用者」という。)が、本システムの利用に関し、本システム利用者に同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- 一 「マイナンバーカード」とは、行政手続における個人を識別するための番号利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードのことをいいます。
- 二 「マイキープラットフォーム」とは、マイナンバーカードのマイキー部分(ICチップの空き領域と公的個人認証の部分)のうち、公的個人認証の部分を活用して、マイナンバーカードを各種サービスの利用に係る共通の手段とするための共通情報基盤のことをいいます。
- 三 「マイキーID」とは、マイナンバーカードのマイキー部分のうち、公的個人認証サービスに対応して本システム利用者が任意で作成し、一意性が確保されたIDであり、本システムに登録されて活用されるものをいいます。
- 四 「マイナポイント」とは、対象決済事業者が、対象キャッシュレス決済サービスで利用可能なポイント等を所定の要件で所定の対象者に付与する場合における当該ポイント等をいいます。
- 五 「マイナポイント事業」とは、マイナポイントの活用により、消費の活性化、生活の質の向上、マイナンバーカードの普及促進および官民キャッシュレス決済基盤の構築を行うことを目的とする事業のことをいいます。
- 六 「マイナポイント事務局」とは、マイナポイント事業を所管する総務省が指定する本事業を運営する法人(一般社団法人環境共創イニシアチブ事務局又は一般社団法人キャッシュレス推進協議会)をいいます。
- 七 「キャッシュレス決済サービス」とは、電子マネー、QRコード決済、クレジットカード等、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済サービスをいいます。
- 八 「登録決済事業者」とは、マイナポイント事業に関してマイナポイント事務局に登録された、キャッシュレス決済サービスを提供する事業者をいいます。
- 九 「対象キャッシュレス決済サービス」とは、登録決済事業者が提供するキャッシュレス決済サービスであってマイナポイントの申込みに当たり、本システム利用者がマイキーIDと連携を希望するものとして選択したものをいいます。
- 十 「対象決済事業者」とは、対象キャッシュレス決済サービスを提供する事業者をいいます。
- 十一 「決済サービスID」とは、登録決済事業者がマイナポイントの申込みを受け付けるために指定する、キャッシュレス決済サービスの利用者が認知する番号等のIDをいいます。
- 十二 「精算時ユーザID」とは、マイナポイントの申込みを受けた登録決済事業者が、本システムに通知する当該対象者を特定できる番号等のIDをいいます。
- 十三 「申込支援事業者」とは、マイナポイント事業に関してマイナポイント事務局の委託を受け、マ

イナポイントの申込手続を支援する事業者をいいます。

十四 「サービスID」とは、図書館の利用者に付与されている顧客IDをいいます。

十五 「機構」とは、地方公共団体情報システム機構をいいます。

十六 「利用者証明用電子証明書」とは、マイナンバーカードに格納され、本システムにログインした者が、利用者本人であることを証明する電子証明書をいいます。

十七 「マイナポータル」とは、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みのほか、やりとり履歴、わたしの情報、お知らせの表示や子育てに関する手続をはじめとして、様々な申請や届出の各種情報提供、電子申請等のサービスを提供するウェブシステムをいいます。

十八 「公金受取口座」とは、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）に準拠し、デジタル庁が提供する、行政機関の長等が行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することのできる預貯金口座のことをいいます。

（提供する機能）

第3条 本システムは、主として次の各号に掲げる機能を本システム利用者に提供します。

- 一 マイキーIDの作成・失効
- 二 サービスIDの登録・利用
- 三 マイナポイントの申込み

（マイキーIDの作成・失効）

第4条 マイキーIDは、次の各号の定めるところにより作成・失効させることができます。

- 一 本システム利用者は、同時に複数のマイキーIDを作成することはできません。
- 二 本システム利用者は、任意にマイキーIDを失効させることができます。
- 三 本システム利用者がマイキーIDを失効させた場合は、本システムの利用は停止されます。

2 本システムの利用者は、マイキーID及び次条に基づき登録するサービスIDその他の認証に使用する番号記号等（以下「ID等」といいます。）について、第三者に知られないように善良な管理者の注意義務を持って管理するものとします。本システムにおいて、ID等が使用された場合には、本人による使用とみなすものとします。

（サービスIDの登録・利用）

第5条 サービスIDは、次の各号の定めるところにより登録・利用することができます。

- 一 本システム利用者は、本システムに対応した他サービスの顧客IDを本システムに登録することができます。
- 二 本システム利用者は、マイナンバーカードを他サービスの顧客IDカードの一部機能を代替するものとして利用することができます。

（本システムのログインに当たり、本システム利用者が同意する事項）

第6条 本システム利用者が、本システムにログインする場合、次の各号に掲げる事項について同意したものとみなします。

- 一 機構に対して、本システム利用者の利用者証明用電子証明書の発行の番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第26条の規定により利用者証明書用電子証明書に記載された事項をいう。以下同じ。）を送信すること。
- 二 機構が前号の規定による本システム利用者の利用者証明用電子証明書の発行の番号の送信を受けた場合に、当該利用者証明用電子証明書の発行の番号を利用して、当該利用者証明用電子証明書の発行前に本システム利用者に対して発行された利用者証明用電子証明書の発行の番号（以下「旧番号」という。）を探索すること。
- 三 前号の探索の結果、旧番号が存在する場合には、旧番号を本システムが受信すること。
- 四 第二号の探索の結果、旧番号が存在しない場合には、その旨を本システムが受信すること。

（マイナポイントの申込において本システム利用者が同意する事項）

第7条 本システム利用者が、マイナポイントの申込みをする場合、次の各号に掲げる事項について同意したものとみなします。

- 一 対象決済事業者に対して、本システム利用者の決済サービスIDを提供すること。
- 二 対象決済事業者から送信される対象キャッシュレス決済サービスにおける本システム利用者の決済サービスIDの有効性確認結果及び精算時ユーザIDを本システムが受信すること。
- 三 対象決済事業者に対して、本システム利用者の精算時ユーザID及びマイナポイントの申込情報を提供すること。

（マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申込に係るマイナポイントの申込において本システム利用者が同意する事項）

第8条 本システム利用者が、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申込に係るマイナポイントの申込みをする場合、マイナポータルに対して、本システム利用者の利用者証明用電子証明書の発行の番号を提供することについて同意したものとみなします。

（公金受取口座の登録に係るマイナポイントの申込において本システム利用者が同意する事項）

第9条 本システム利用者が、公金受取口座の登録に係るマイナポイントの申込みをする場合、次の各号に掲げる事項について同意したものとみなします。

- 一 公金受取口座を登録・管理するシステムに対して、本システム利用者の利用者証明用電子証明書の発行の番号及び旧番号を提供すること。
- 二 公金受取口座を登録・管理するシステムから送信される公金受取口座の登録状況を本システムが受信すること。

（マイナポイント事業における本システムへの接続）

第10条 事業者は、本システムと事業者が運営する外部システムのデータ連携に当たり、次の各号の定めるところにより、本システムに接続することができます。

- 一 登録決済事業者は、マイナポイント事業の遂行に必要な範囲で、本システムに接続することができます。

二 申込支援事業者のうち、ATM、マルチコピー機によりマイナポイントの申込手続を支援する申込支援事業者は、マイナポイント事業の遂行に必要な範囲で、本システムに接続することができます。

(禁止行為)

第11条 本システム利用者は、本システムの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を禁止とします。

- 一 法令、公序良俗等に反する行為
- 二 本システム及びこれに係るサーバーやネットワークその他のシステムに対し、不正にアクセスし、又は試みる行為
- 三 本人以外の第三者になりすまして本システムを利用する行為（第三者のポイント取得権限を盗取又は詐取する行為を含みます。）
- 四 本システムに含まれる著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為
- 五 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、本システムの信用を毀損し、又は本システムの業務を妨害する行為
- 六 本システムのサーバー又はネットワークの機能の破壊、妨害その他の本システムに悪影響を及ぼす行為
- 七 本システムに関連するシステム、ソフトウェア、プロトコル等をリバースエンジニアリング等により解析する行為又は改ざん、複製若しくは二次利用する行為
- 八 その他本システムの運用に支障を及ぼし、又はそのおそれのある行為

(権利の喪失)

第12条 次の各号に該当する場合、デジタル庁は、マイナポイントの申込みの権利を喪失させることとします。

- 一 本システム利用者がマイキーIDを失効した場合
- 二 本システム利用者が本規約に違反した場合
- 三 本システムが終了した場合

(損害賠償)

第13条 デジタル庁は、本システム利用者に対して損害賠償責任を負う場合において、デジタル庁が賠償する損害は、通常かつ直接の損害に限るものとし、いかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益及び使用機会の喪失による損害について責任を負わないものとします。

(本利用規約の改正)

第14条 デジタル庁は、必要があると認めるときは、システム利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本利用規約を改正することができるものとします。

- 2 デジタル庁は、本利用規約の改正を行った場合には、遅滞なく本システムに掲載し公表するものとします。
- 3 前項の公表後に、システム利用者が本システムを利用するときは、本システム利用者は改正後の利

用規約に同意したものとみなされます。

(本システムの終了、中止、変更等)

第15条 デジタル庁が本システムをいつでも終了し、若しくは中止し、又は内容を変更する場合は、本システム利用者はあらかじめ承認するものとします。

2 デジタル庁は、本システムを終了し、若しくは中止し又は内容を変更する旨を本システムで周知するものとします。

3 デジタル庁は、本システムの終了、中止又は変更により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

デジタル庁
(令和4年6月)